

国立大学法人群馬大学教材著作物取扱規程

令和 4. 9. 1 制定

改正 令和 5. 4. 1 令和 6. 4. 1

令和 7. 4. 1 令和 8. 4. 1

(目 的)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）の教職員等が作成した教材著作物の取扱いを定め、著作者の権利を保障するとともに、知的財産権の適正な管理を実現することにより、教材著作物の作成の促進及びその社会的活用を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 著作物 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条に定める著作物をいう。
- (2) 教職員等 本学の役員及び教職員をいう。
- (3) 教材著作物 本学又は教職員等が、教育に用いるために作成した著作物をいう。
- (4) 職務教材著作物 本学の発意に基づいて教職員等が職務上作成する教材著作物であって、プログラムの著作物以外の著作物については本学の名義の下に公表するものをいう。
- (5) 教職員等教材著作物 教職員等が作成した教材著作物であって、職務教材著作物以外のものをいう。
- (6) 譲渡教材著作物 本学が教職員等から著作権の譲渡を受けた教職員等教材著作物をいう。
- (7) 著作者人格権 著作権法第18条第1項、同法第19条第1項及び同法第20条第1項に規定する権利及び外国におけるこれらの権利に相当する権利をいう。
- (8) 著作権 著作権法第21条から第28条までの著作権及び外国におけるこれらの権利に相当する権利をいう。
- (9) 学部等 群馬大学学則（以下「学則」という。）第3条に規定する学部、群馬大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条に規定する研究科及び学府、大学院学則第4条の2に規定する学環、学則第6条に規定する附置研究所、学則第7条に規定する総合情報メディアセンター、学則第7条の2に規定する機構、学則第8条に規定する学内共同教育研究施設、学則第8条の2に規定するダイバーシティ推進センター、学則第9条に規定する附属の学校、学則別表第1－3に規定する医学部附属病院並びに国立大学法人群馬大学組織規則第15条に規定する事務局等をいう。
- (10) 出版会 群馬大学総合情報メディアセンター規則第3条3号に規定する「群馬大学出版会」をいう。

(著作者及び著作権の帰属)

第3条 職務教材著作物の著作者は本学とし、著作者人格権及び著作権を有する。

2 教職員等教材著作物の著作者は、これを作成した教職員等とし、著作者人格権及び著作権を有する。

3 譲渡教材著作物の著作権は、本学が保有する。

(職務教材著作物の届出)

第4条 学部等の長は、所属する教職員等が職務教材著作物を作成したときは、別紙様式1-1により速やかに出版会に届け出なければならない。複数の学部等が当該著作物の作成に関与しているときは、当該著作物を管理する学部等の長が届け出るものとする。

(職務教材著作物届出書の受理、通知及び管理)

第5条 出版会は、前条による届出があったときは、当該著作物を職務教材著作物として受理するか否かを速やかに決定し、別紙様式1-2により当該著作物を管理する学部等の長に通知するものとする。

2 出版会は、職務教材著作物の著作権を管理するものとする。

3 学部等は、当該著作物（複製物及び電子データを含む。）を適切に管理するものとする。

(本学が著作権を保有する教材著作物の教職員等の利用)

第6条 教職員等は、前条第1項により受理された職務教材著作物、第9条の規定により本学が著作権の譲渡を受けた譲渡教材著作物その他の本学が著作権を保有する教材著作物を、教育及び研究の目的のために利用することができる。ただし、当該教材著作物の独占的利用許諾契約等がある場合は除く。

2 教職員等は、前条第1項により受理された職務教材著作物、第9条の規定により本学が著作権の譲渡を受けた譲渡教材著作物その他の本学が著作権を保有する教材著作物を、教育及び研究以外の目的のために利用を希望する場合は、次条を準用する。

(本学が著作権を保有する教材著作物の利用許諾)

第7条 学外者は、本学が著作権を保有する教材著作物の利用を希望する場合には、事前に別紙様式2-1により本学に利用許諾を申請するものとする。

2 前項の申請があったときは、利用許諾の可否について、出版会が審議し、学長が決定するものとする。学長が利用許諾の可否を決定したときには、出版会は別紙様式2-2により申請者に通知し、原則として利用許諾契約書を作成するものとする。

(教職員等教材著作物の管理及び利用許諾)

第8条 教職員等教材著作物の著作者は、当該著作物を適正に管理するものとする。

2 教職員等教材著作物の著作者は、当該著作物の利用を許諾する場合、自己の責任においてその手続を行うものとする。

3 本学は、教職員等教材著作物を利用する場合で著作権法第35条第1項本文に規定する場合を除き、当該著作物の著作者の許諾を得るものとし、原則として利用許諾契約書を作成するものとする。

4 本学は、学外者に対し教職員等教材著作物の利用を再許諾する場合、当該著作物の著作者の承諾を得るものとし、原則として利用許諾契約書を作成するものとする。

5 前2項の規定により利用許諾の契約を締結する場合、当該契約事務を行う学部等

は、別紙様式3により届出を行い、出版会の承認を得るものとする。

（教職員等教材著作物の譲渡）

第9条 教職員等教材著作物の著作者が、当該著作物の著作権を本学に譲渡することを希望するときは、別紙様式4-1により出版会に申し出なければならない。

2 出版会は、前項による申出があったときは、本学が当該著作物の著作権の譲渡を受けるか否かを決定し、その決定を別紙様式4-2により当該教職員等に通知し、受けることを決定したときは、原則として著作権譲渡契約書を作成するものとする。

3 出版会は、前2項の規定により本学が当該著作物の著作権の譲渡を受けることを決定したときは、当該著作物（複製物及び電子データを含む。）を管理する学部等を決定し別紙様式4-3により通知するものとする。

4 前3項の規定により本学に著作権を譲渡した場合、当該譲渡教材著作物の著作者は、本学又は本学がその利用を許諾した者のその利用に対して、原則として、著作者人格権を行使しないものとする。なお、別段の定めがある場合はその限りではない。

（補償金の支払い）

第10条 本学は、第8条第3項の規定により許諾を得た著作物の利用により利益を得たときは、当該著作物の著作者に対し補償金を支払うものとする。

2 本学は、第8条第4項の規定により承諾を得た著作物の利用の再許諾により利益を得たときは、当該著作物の著作者に対し、補償金を支払うものとする。

3 本学は、第9条第1項及び第2項の規定により著作権の譲渡を受けた著作物により利益を得たときは、当該著作物の著作者に対し補償金を支払うものとする。

4 本学は、第9条第1項及び第2項の規定により著作権の譲渡を受けたときは、当該著作物の著作者に対し補償金を支払うことができる。

5 補償金を受ける権利は、当該権利を有する著作者等が退職した後も存在し、著作権法に定める保護期間を経過するまでの間、存続する。権利を有する著作者等が死亡したときは、当該権利はその相続人が承継する。

6 著作者に対する補償金の取扱いについては、別に定める。

（学生又は学外者に作成させる教材著作物）

第11条 教職員等又は学部等が、学生又は学外者に教材著作物の作成を委託する場合、契約担当役等（国立大学法人群馬大学契約事務取扱規程第3条第2項に規定する契約担当役等をいう。）は業務委託契約書等に著作権の譲渡及び著作者人格権の不行使について記載する等、必要な処置を行うものとする。

（著作権表示）

第12条 本学が著作権を保有する教材著作物を管理する学部等は、当該著作物及びそのすべての複製物に次の各号に掲げる事項を表示するものとする。

（1）当該著作物の著作権を有する者の名称

（2）当該著作物の最初の発行年

（3）国立大学法人群馬大学徽章

（退職後の取扱い）

第13条 教職員等が本学を退職した後においても、在職中に完成した教材著作物の取扱いについては、この規程によるものとする。なお、第10条第5項の権利を有する者は本

学に対し、退職後の補償金の支払先及び連絡先を通知するものとし、退職後に当該支払先及び連絡先を変更した場合も同様とする。本学は、当該通知がないことにより補償金の支払いが不能になった場合を除いて、この規程に基づき補償金を支払うものとする。

(雑則)

第14条 総合情報メディアセンター長は、第7条第2項に定める教材著作物の利用の許諾について専決する。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

1 この規程は、令和4年9月1日から施行する。

2 この規程の施行前に作成された職務教材著作物について、この規程の施行後に第4条第1項の届出があった場合は、当該届出のあった日以降この規程を適用する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

職 務 教 材 著 作 物 届 出 書

年 月 日

国立大学法人群馬大学
総合情報メディアセンター
群馬大学出版会長
○ ○ ○ ○ 殿

所属学部等

職名・氏名

国立大学法人群馬大学教材著作物取扱規程第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

教材著作物の名称		
著作物の種類	☐ 言語の著作物 ☐ 映画の著作物(ビデオソフト、ゲームソフト、動画など) ☐ プログラムの著作物 ☐ その他	
著作物の内容(概要)		
著作物の作成の経緯等		
著作物の公表	公表の時期	年 月 日(予定)

職務著作物の該当性	届出に係る著作物は、次の要件を充たしています。 ☐ 本学の発意に基づき作成するものである。 ☐ 教職員等が職務上作成する著作物である。 ☐ プログラムの著作物を除き、本学が自己の著作の名義の下に公表するものである。 ☐ 著作物の作成の時ににおける契約、勤務規則その他に教職員等に著作権を帰属させる旨の別段の定めがない。			
他人の著作物の利用の有無	☐ なし ☐ 有り			
著作物の作成者				
本学の教職員		所 属	職 名	氏 名
	1			(代表者)
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
本学の学生		所 属	学籍番号	氏 名
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
学外者(個人)	所 属		氏 名	連絡先
学外者(団体)	団体(会社)名		担当者名	連絡先
備考				

添付資料 教材著作物の作成に係る業務委託契約書

職 務 教 材 著 作 物 受 理 等 通 知 書

第 年 月 号 日

所属・職名
氏名 ○ ○ ○ ○ 殿

国立大学法人群馬大学
総合情報メディアセンター
群馬大学出版会長
○ ○ ○ ○

令和 年 月 日付で届出のあった教材著作物について、国立大学法人群馬大学教材著作物取扱規程第5条第1項の規定に基づき、職務教材著作物の受理等について、下記のとおり通知します。

記

教材著作物の名称	
職務教材著作物の受理等	受 理 ・ 不 受 理
その他（不受理の理由）	

教材著作物利用許諾申請書

年 月 日

国立大学法人群馬大学長
〇 〇 〇 〇 殿

所属機関

住 所

氏 名

電話番号

メールアドレス

国立大学法人群馬大学教材著作物取扱規程第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

教材著作物の名称	
利用範囲	
利用期間	年 月 日～ 年 月 日
利用目的	
利用方法、利用形態等	
その他	
備考	

教材著作物利用許諾可否通知書

第 年 月 号 日

所属・職名
氏名〇 〇 〇 〇 殿

国立大学法人群馬大学長
〇 〇 〇 〇

令和 年 月 日付で申請のあった教材著作物について、国立大学法人群馬大学教材著作物取扱規程第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり利用許諾の可否について通知します。

記

教材著作物の名称	
利用許諾の可否	
利用を許諾する範囲	
利用を許諾する期間	年 月 日～ 年 月 日
著作権使用料の有無 (有料の場合は金額、支払い時期、支払い方法など)	
その他 (利用否の理由)	

教材著作物利用許諾契約届出書

年 月 日

国立大学法人群馬大学
総合情報メディアセンター
群馬大学出版会長
○ ○ ○ ○ 殿

所属学部等

職名・氏名

電話番号

メールアドレス

国立大学法人群馬大学教材著作物取扱規程第8条第5項の規定に基づき、教職員等教材著作物の利用許諾契約の締結について、下記のとおり届け出ます。

記

契約の相手方の氏名 又は名称	
契約の相手方の住所 又は所在地	
契約の対象教材著作 物の名称	
契約の対象教材著作 物の著作者の氏名	
契約期間	年 月 日～ 年 月 日
契約の目的と意義	
契約の内容(概要)	
その他	

添付資料 教職員等教材著作物利用許諾契約書(案)

教材著作物譲渡申出書

年 月 日

国立大学法人群馬大学
総合情報メディアセンター
群馬大学出版会長
○ ○ ○ ○ 殿

所属機関
職 名
氏 名
電話番号
メールアドレス

国立大学法人群馬大学教材著作物取扱規程第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり教材著作物の著作権を群馬大学に譲渡することを申し出ます。

記

教材著作物の名称			
著作権の共有者の有無	☐ あり ☐ なし		
著作権の共有者(全員)			
本学の教職員	所 属	職 名	氏 名
本学の学生	所 属	学籍番号	氏 名
学外者	所 属	氏 名	連絡先
譲渡の理由			
その他	当該教材著作物の著作権を複数の者が共有している場合、代表者が定められているか、譲渡について共有者全員の同意が得られているかなどを記載してください。		

教材著作権譲受可否決定通知書

第 年 月 日

所属・職名
氏名 ○ ○ ○ ○ 殿

国立大学法人群馬大学
総合情報メディアセンター
群馬大学出版会長
○ ○ ○ ○

令和 年 月 日付で申出のあった教材著作物の著作権について、国立大学法人群馬大学教材著作物取扱規程第9条第2項の規定に基づき、本学が譲り受けの可否について、下記のとおり通知します。

記

教材著作物の名称	
教材著作権譲受可否	
その他 (教材著作権譲渡否の理由等)	当該著作物の著作権譲渡に関する条件は、別途締結する譲渡契約書において定めるものとします。

教材著作物の管理学部等決定通知書

第 年 月 号 日

(学部等名称)
(学部等長の氏名) 殿

国立大学法人群馬大学
総合情報メディアセンター
群馬大学出版会長
○ ○ ○ ○

国立大学法人群馬大学教材著作物取扱規程第9条第3項の規定に基づき、譲渡教材著作物(複製物及び電子データを含む。)を管理する学部を決定しましたので、下記のとおり通知します。
○○○○学部におかれましては、当該著作物の適切な管理をお願いします。

記

譲渡教材著作物の名称			
管理する学部等			
譲渡教材著作物の著作者に関する情報	所属	職 名	氏 名
その他	管理対象となる教材著作物の種類(印刷物、CD・DVD、Wordデータ、Power Pointデータ、動画データなど)を記載する。		